相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市松本一丁目五二番、最後の住所福井市成和一丁目一一一四番地　八田ビル２Ｂ　社会福祉士事務所十色　被相続人　亡　河﨑　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

福井市春山一丁目四番一一号春山ビル三階　和田晋一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　和田　晋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市春明字北馬背口一〇五番地三、最後の住所愛知県一宮市春明字北馬背口一〇五番地の三　被相続人　亡　畑田　守正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

愛知県一宮市本町四丁目一七番九号明治産業第二ビル三階　横井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横井　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市起字用水東二五七番地、最後の住所愛知県一宮市丹陽町伝法寺字二反田一五四九番地　被相続人　亡　橋本　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

愛知県一宮市森本四丁目六番一八号　相続財産管理人　弁護士　大野　秀司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市北勢町新町一八六番地一、最後の住所三重県いなべ市北勢町新町一八六番地　被相続人　亡　水谷小夜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

三重県桑名市寿町二丁目三一番地の一二三交桑名駅前ビル三階　嶋田・稗田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　稗田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区中央町五〇番地、最後の住所大阪市北区長柄東一丁目一番一一―九〇一号　被相続人　亡　髙橋　修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

大阪市中央区北浜三丁目五番二九号日生淀屋橋ビル五階　相続財産管理人　弁護士　真田　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府阪南市貝掛一一八番地二、最後の住所大阪府泉南市信達大苗代四八四番地ヒュース一丘壱番館七〇五号　被相続人　亡　上田五久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区東山町三丁目三七番地二、最後の住所神戸市垂水区本多聞七丁目二番一―五一三号　被相続人　亡　武田　齊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階　方円法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸谷　嘉秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀郡新北村大字山領五〇番地、最後の住所不明（登記簿上の住所及び氏名福岡県筑紫野市大字山家五二三二番地太田ナカ）　被相続人　亡　中尾　ナカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

福岡市中央区舞鶴三丁目一番一五号　相続財産管理人　國府寺恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区二夕松町九番、最後の住所北九州市門司区二夕松町九番五―五〇八号　被相続人　亡　寺田　泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

事務所北九州市小倉北区米町一丁目二番二二号小倉ＮＳビル七階岡部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡部　友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神埼市神埼町本告牟田七九二番地、最後の住所佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津二〇九番地三　被相続人　亡　石井美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

福岡県福岡市博多区博多駅南四丁目一八番三二号　相続財産管理人　永山　忠則

任意清算公告

当法人は、平成二十八年五月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月四日

東京都港区西新橋一丁目二二番一四号―一〇〇一　タックスジャパン税理士法人　社員　井口　眞宏

任意清算公告

当法人は、平成二十八年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月四日

愛媛県八幡浜市一一〇七番地一　税理士法人オレンジ　社員　高鍋　勝彦

債権申出の公告（第二回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十八年四月一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月四日

東京都港区海岸一丁目四番二二号　シナネンホールディングス株式会社企業年金制度　清算人　大堀　淳一

第30期決算公告

平成28年7月4日

三重県四日市市幸町２番４号
三重銀信用保証株式会社
代表取締役　後藤　安正

貸借対照表の要旨　（平成28年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,984,033	流動負債	884,176
固定資産	209,508	固定負債	4,188,323
有形固定資産	13,985	株主資本	2,061,703
無形固定資産	18,473	資本金	480,000
投資その他の資産	177,050	利益剰余金	1,581,703
		利益準備金	47,050
		その他利益剰余金	1,534,653
		（うち当期純利益）	（360,184）
		評価・換算差額等	59,339
		その他有価証券評価差額金	59,339
資産合計	7,193,541	負債・純資産合計	7,193,541